

協賛募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の日本の建築を担う建築教育課程のある工業高校・高等学校（以下「工業高校等」という。）及び工業高等専門学校生徒を対象に、建築教育の現場に携わる教員と、ものづくりを学ぶ生徒が協働し、夢や想像を「もの」へと造り上げていく過程の中で、創造する喜びや発想力の向上を図ると共に、将来信頼される建築技術者として技術や知識はもちろんのこと技術者としての倫理観等を育むことを目的に実施するコンペ「建築甲子園」の趣旨に賛同する企業及び団体等の協賛について必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業及び団体等が公益社団法人日本建築士会連合会（以下「連合会」という。）の実施する「建築甲子園」に対して協賛することをいう。

(募集期間)

第3条 募集期間は、毎年度11月末までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、連合会に対して、協賛金申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を提出する。

2 連合会は、申込書の提出があった場合、第6条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し協賛金申込受理書（別記様式第2号。以下「申込受理書」という。）により通知する。

(協賛期間)

第5条 協賛期間は、協賛企業が協賛金を納付した日の属する月の翌月の初日から年度の建築甲子園事業の終了までとする。

(企業等の募集等)

第6条 連合会は、募集要項を定め、企業等を募集する。ただし、申込者が次の各号に該当する場合は、申込者と認めないものとし、申込者に対しその旨通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者

(2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であると認められる者

(3) 法令又は公序良俗に反する行為を行った者

(4) その他連合会会長が不相当と判断する者

2 協賛企業から、協賛の終了の申出があった場合及び前項の規定により協賛を取り消した場合においては、原則として、協賛金を返金しない。

附則

この要綱は、令和3年10月6日から施行する。

様式第1号

協賛金申込書

令和 年 月 日

公益社団法人日本建築士会連合会会長 様

住所又は所在地

名称

代表者（役職・氏名） 印

下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛について

金額 金 _____ 円 _____ 口

※（一口あたり10万円）

2 協賛について

日本建築士会連合会ホームページ（高校生の「建築甲子園」）内で、協賛企業名称の掲載およびホームページにリンク

3 連絡先

企業名

担当者 所属・役職

電話 ファクシミリ

メール

様式第2号

日建連第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇 様

協賛金申込受理書

公益社団法人日本建築士会連合会
会長 近角 眞一 印

令和〇年〇月〇日にお申込みいただきました「協賛金」について、申込を受理しました。

つきましては、同封の請求通知のとおり、協賛金を期限までに納入いただきますようお願いいたします。

お問合せ先
公益社団法人 日本建築士会連合会
〒108-0014 港区芝 5-26-20 建築会館 5階
TEL 03-3456-2061 FAX 03-3456-2067